平成２９年（フ）第５６号
岐阜県可児市川合北１丁目103番地　ハイツ・バレンバング105、前住所岐阜県美濃加茂市西町６丁目344番地３
債務者　澤　　大輔
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２１５号
三重県鈴鹿市長太新町２丁目１番11号　前田ハイツＡ棟２Ｃ号室、前住所三重県三重郡川越町大字豊田327番地１　ベルカーサ富洲原303
債務者　立木　大輔
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１６号
三重県亀山市太岡寺町467番地１　スカイハイツＣ棟202号、前住所三重県鳥羽市大明西町12番16号　第三晴海ハイツ２号室
債務者　岩田　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１７号
三重県亀山市太岡寺町467番地１　スカイハイツＣ棟202号、前住所三重県鳥羽市大明西町12番16号　第三晴海ハイツ２号室
債務者　岩田　真実
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０４号
三重県いなべ市大安町片樋1424番地
債務者　伊藤亜沙美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１１９号
京都市西京区御陵溝浦町28番地４　第三シェモア桂　503
債務者　野村　美幸
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
兵庫県西宮市仁川町２丁目５番10号　プチアンジュ203号
債務者　宮本眞友美（旧姓井餘田）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１２号
奈良県桜井市大字慈恩寺915番地の１
債務者　川端八千代
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
鳥取県東伯郡北栄町米里796番地２（旧住所岡山県岡山市中区国府市場24番地）
債務者　鷹木美枝子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第３５号
島根県邑智郡邑南町井原2630番内１地、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目５番14―306号
債務者　柘植とし子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３６号
島根県浜田市熱田町188番地１（102）
債務者　山本　裕士
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３７号
島根県江津市嘉久志町イ1734番地１
債務者　島﨑　昌利
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第８５号
広島県三原市旭町１丁目４番３―304号
債務者　杉村　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８６号
広島県尾道市高須町21095番地52
債務者　池上　真子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８３号
山口県光市大字立野1274番地13
債務者　國村　好枝
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１２１号
愛媛県新居浜市北内町４丁目４番15号
債務者　小柳まり子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部